

両立支援等助成金

子の看護等休暇制度有給化支援

最大

52

万円受給

ここがポイント！

子の看護等休暇を取得することのできる雇用保険被保険者が在籍していること



子の健康と育成を支援するために、
ぜひこの制度をご活用ください！

子の看護等休暇を無給→有給化した場合 助成金額：30万円

対象となる制度の条件

- ・有給休暇であること（年次有給休暇を除く）
- ・1年度に10日以上付与
- ・時間単位で取得でき、始業・終業時刻と連続しない『中抜け』が可能
- ・一日の所定労働時間を変更せずに利用できること

加算条件

- ・中学校修了までの子を養育する労働者が利用できる場合 → 20万円加算
- ・育児休業取得状況等の情報を指定のWEBサイトで公開した場合 → 2万円加算

詳細はお電話またはメールから

☎ 050-5538-2440

mail:neo@neosharoushi.com

neo社会保険労務士法人

Instagramもチェック！旬な情報を随時発信中！

ぜひフォローをお願いします！

【営業時間】 URL: <https://www.neohome.site/>

平日9時～17時（土日祝休）

〒901-2101沖縄県浦添市西原1-4-1 新里事務所203号室

